

令和7年度 第1回いじめ対策総点検の実施について

新潟県教育委員会では、いじめ対策の再構築を図り、「学校の組織力の強化」や「教員の意識改革」の視点で各種取組を実施しています。その一環として本校及び見附分校のいじめ対策の現状についての「いじめ対策総点検」が実施されました。内容及び指導内容は、以下のとおりです。

- 1 日 時 令和7年10月16日（木） 10時から11時10分まで
- 2 場 所 県立月ヶ岡特別支援学校 校長室
- 3 参会者 県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室 齋藤指導主事
県教育庁生徒指導課 いじめ対策室 中村（香）指導主事
県立月ヶ岡特別支援学校 廣川校長、佐藤教頭、いじめ対策推進教員真島教諭
県立月ヶ岡特別支援学校見附分校 佐藤教頭、いじめ対策推進教員中村教諭
- 4 内 容 （1）書類点検、取組についての指導
（2）学校見学
- 5 指導内容
 - いじめの定義の再確認
「いやだった」という気持ちがあることがいじめの定義に当たる。
 - 聞き取りの記録
「誰が誰に」聞いたのかを記録に明示すること。
聞き取りの記録を取ることにについて、本人に了承を得て、最後に内容を確認すると丁寧で良い。
保護者の記録については、様式は自由だが、学校からの連絡を受けて、保護者からどのような話があったのか、その時の様子などを記録することが重要である。
 - 保護者と学校間の認識
保護者と学校の間で、認識のずれが生じているケースがある。ずれが生じないように対応すること。
 - いじめ認定後の対応
いじめ認定事案について、解消の目安となる3ヶ月後に関わらず、学校や家庭での様子を定期的に確認すること。
 - アンケートの記入について
生徒が安心して記入できる環境を作ったり、記入する場所を選ぶことができたりするよう配慮すること。